

目次

第1章 計画がめざすもの	1
1 計画策定の背景	
2 文化芸術をめぐる京都の現状と課題	
3 文化芸術都市の創生に向けて	
4 計画の位置づけと計画期間	
第2章 計画の内容	3
1 京都がリードする文化芸術のまちづくり～五つの京都先行プロジェクト～	
2 文化芸術都市創生のための総合的な施策	
第3章 推進方法	9
1 市民参加による推進体制	
2 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の連携	
3 京都創生策の推進	
4 計画の取組の評価・点検等	
参考資料	10

第1章 計画がめざすもの

1 計画策定の背景

京都は、1200年の歴史の中で、優れた文化芸術を重層的に蓄積し、また、創造的に継ぎ足しながら、比類のない「厚み」のある文化芸術を形成してきました。文化芸術は、市民の暮らしに根を下ろし、都市の営みと共に創造・蓄積を繰り返してきた、都市の本質に関わる要素であり、京都を、国内、更には世界の中でも格別の位置を占める都市として、世界の評価を集めるに至らしめている重要な「都市の力」であり続けてきたのです。

今日、文化芸術には、人々や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力が「国の力」であることが、世界的にも認識されはじめてきました。

こうした中、京都は、既に、都市の存続・発展の大きな力として文化芸術を創造・蓄積してきました。この、今日の潮流を先行する京都の特性を、今、改めてこれからの京都のまちづくりに生かすことが求められています。

このため、京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層の魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行しました。

本計画は、「京都文化芸術都市創生条例」に基づき、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針として策定するものです。

2 文化芸術をめぐる京都の現状と課題

(1) 文化芸術振興の指針に基づくこれまでの取組

「京都市芸術文化振興計画」（平成8年策定）や「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」（平成15年策定）に基づき、芸術家の育成や活動支援、市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興など、様々な文化芸術振興施策・事業を進めてきました。

(2) 成果と課題

ア 主な成果

- ・「京都芸術センター」を拠点とする各種の事業展開 ⇒ 伝統から現代まで幅広いジャンルの文化芸術事業を実施 年間 200 件 鑑賞者 6 万人
- ・「京都市芸術文化特別奨励制度」の創設 ⇒ 世界への飛躍が期待される芸術家 16 人の活動を奨励
- ・「京都文化祭典」の開催 ⇒ 秋の京都を舞台にまち全体で多彩な催しを実施 100 万人が参加
- ・「文化ボランティア制度」の発足 ⇒ さまざまな形で京都の文化芸術を支援 登録者 500 人

イ 市民の皆さんの意識

「月に 1 回以上、文化芸術を楽しむ」 35.5% (平成 13 年度) ⇒ 54.1% (平成 18 年度)
(「市政総合アンケート調査」の結果から (平成 18 年度調査と平成 13 年度調査の比較))

ウ 課題

- ・京都の特性であった「文化芸術と人々の生活や地域とのつながり」が希薄化するおそれ
- ・行政、関係機関、大学、企業等のそれぞれの活動が必ずしも一つの力に結びついていない
- ・京都の文化芸術の豊かさが、市民の皆さんに十分享受されていない
- ・文化芸術によるまちづくりが国内外で取り組まれる中、京都においても更なる取組が必要

3 文化芸術都市の創生に向けて

(1) めざすべき「文化芸術都市」の姿

- ア 文化芸術に関わる活動がさかんなまち
- イ 日常生活シーンの中に文化芸術が見られるまち
- ウ 市民の皆さんが文化芸術を大いに楽しんでいるまち
- エ 文化芸術によって社会全体が活気づいているまち

(2) 文化芸術都市創生の取組の視点

- ア 文化芸術の振興だけでなく、文化芸術によるまちづくりを進める。
- イ 「個別の取組」だけでなく、様々な力の連携によるネットワークづくりを進める。
- ウ 行政主導型の推進よりも、市民、芸術家、企業等とのパートナーシップ型の推進を図る。
- エ これまで以上に京都の文化芸術の魅力や豊かさ＝「今ある文化資源」を活用する。

4 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「京都市基本計画」の文化芸術に係る分野別計画であるとともに、「京都文化芸術都市創生条例」に基づく計画です。

(2) 計画期間

平成 19 年 3 月～平成 29 年 3 月

平成 23 年度に、取組の成果や社会状況の変化、新しい京都市基本計画の内容等を踏まえて、本計画の点検・見直しを行います。

第2章 計画の内容

1 京都がリードする文化芸術のまちづくり ～五つの京都先行プロジェクト～

全国のあらゆる都市に先駆けて、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すための「先駆け」の原動力となる取組を、「五つの京都先行プロジェクト」として掲げます。このプロジェクトは、本計画期間の前半5年間に全て着手することをめざします。

(1) 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

京都の優れた特性である「文化」、「景観」、「観光」を、より一体的に結びつけた取組を進めます。

ア 国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の整備に向けた取組

(ア) 国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の整備

京都に集積されている日本の伝統芸能の魅力を広く情報発信し、人々に訪れて体験・体感してもらい、更に継承・創造するための拠点の整備を、国の特別措置を求めつつめざします。

(イ) 伝統芸能文化センターモデル事業「京都創生座」(仮称)の実施

「国立京都伝統芸能文化センター(仮称)」のイメージを明らかにするモデル事業として、例えば、能、狂言、邦舞、邦楽等の作品で四季をつづる舞台公演等に取り組みます。

イ まち全体を舞台にした「時を超え光り輝く京都・景観コンサート」(仮称)等の取組

優れた眺望景観や借景を作り出している寺院・神社や庭園等の場所で、コンサート等の催しを企画・実施し、市民や観光客の皆さんが文化芸術に身近に触れられるよう取り組みます。

(2) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

文化芸術が地域の中に息づき、その活力やにぎわいが地域の活性化につながることをめざします。

・ 文化芸術による地域のまちづくり推進事業

(ア) 文化芸術による地域のまちづくりモデル事業

「文化芸術による地域のまちづくり」の取組方法等を実践的に示し、地域住民の方々主体の活動が市内各所で行われるよう、本市と地域の連携によるモデル事業を実施します。

(イ) 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

地域住民の方々主体の「文化芸術による地域のまちづくり」の取組に対し、活動場所の提供等の支援を進めます。

(3) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

子どもたちの、文化芸術への関心や、楽しみ、喜びを感じる感性を育む取組を進めます。

ア 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」(仮称)等の取組

京都の優れた芸術家を小・中・総合支援学校等に派遣し、子どもたちが、文化芸術の「ほんものの輝き」に触れ、表現する楽しさ等を体験し、その感性がいきいきと育まれることをめざします。

イ 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり

(ア) 子どもの文化芸術鑑賞支援事業「子ども はじめての感動応援ステージ」(仮称)

舞台公演の事業主体と協力して、子どもの料金を低く抑えるなどの支援に取り組みます。

(イ) 「子どものための暮らしの文化体験講座」(仮称)

町家の暮らしの知恵や京の食文化などを子どもたちに伝える講座の開催等に取り組みます。

(ウ) 様々な文化に子どもが親しみ、又は親子で楽しむ機会の拡大

京都芸術センターや京都市美術館での子ども対象のワークショップ等の取組を進めます。

(4) 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成

文化芸術を志す若い人材が、数多く京都に学び、才能に磨きをかけることを支援します。

ア 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

町家や倉庫、公的住宅等の活用による居住・制作の場づくりや、小学校跡地施設や公共空間等を活用した発表の場づくりなど、京都における活動促進の方策を検討します。

イ 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援

京都芸術センターの効果的な運営や、京都市芸術文化特別奨励制度の効果的な運用等により、若手芸術家等の成長・飛躍を支援します。

(5) 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

文化芸術に関わりたい、もっと楽しみたいなど、市民の方々の幅広いニーズを引き出します。

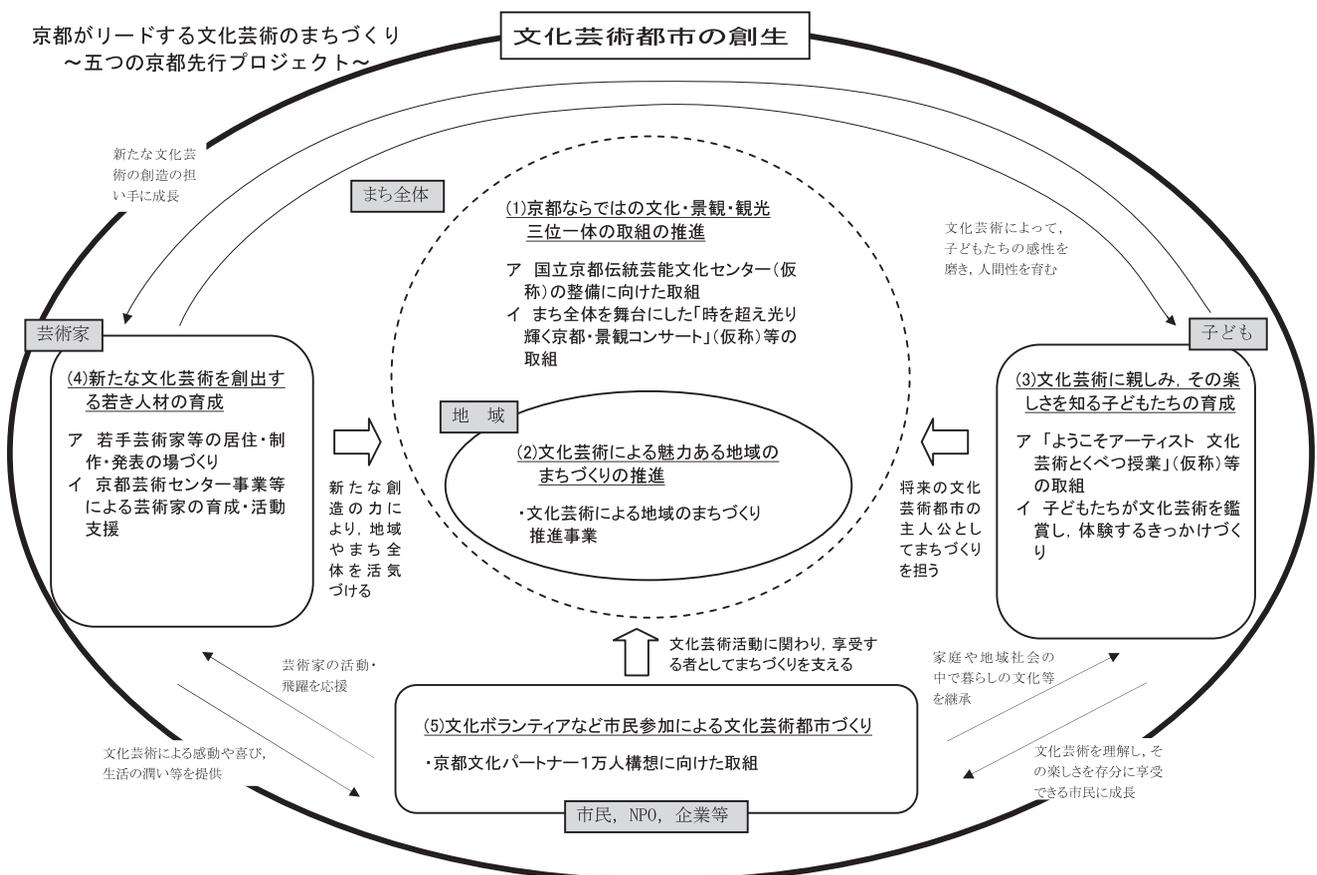
・ 京都文化パートナー1万人構想に向けた取組

(ア) 京都文化パートナー1万人登録の促進

文化芸術活動をサポートする文化ボランティアのほか、文化芸術に潜在的関心を持つ市民やNPO、企業等を「文化パートナー」として募り、文化芸術を支える力の結集を図ります。

(イ) 京都文化パートナーズショップの募集・拡大

「まちなかの情報発信拠点」の役割を期待し、本市文化事業のチラシ・ポスターの配布や掲示に協力いただけるスーパーマーケット、コンビニエンスストア、喫茶店等の募集に取り組みます。



2 文化芸術都市創生のための総合的な施策

文化芸術都市の創生に向けては、「京都がリードする文化芸術のまちづくり」に重点的に取り組むとともに、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるために総合的に施策の推進を図ります。

(1) 日常生活における文化芸術の定着

文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようにします。

ア 暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策

暮らしの文化(京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化)に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発や、継承に寄与した人の顕彰などに取り組みます。

- (ア) 地域の中での「暮らしの文化」の再発見・再認識の促進 (新規)
- (イ) 暮らしの文化普及・啓発冊子の作成・発行 (新規)
- (ウ) 暮らしの文化を普及・啓発するシンポジウム等の開催 (新規)
- (エ) 「暮らしの文化顕彰制度」(仮称)の創設 (新規)

イ 市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策

高齢者、障害者、青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようにするため、文化芸術の鑑賞・体験の機会や、文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施などに取り組みます。

- (ア) 京都文化祭典の開催
- (イ) 本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進
(京都市美術館, 京都コンサートホール, 地域文化会館など)
- (ウ) 「まちなかどこでもギャラリー・コンサート推進事業」(仮称)等の取組 (新規)
(公共・民間施設の空きスペース等を活用した催しの実施など)
- (エ) 国民文化祭の京都開催(平成 23 年度) (新規)
- (オ) 「より一層市民に愛される京響」をめざす取組の推進
- (カ) 世界的に注目されつつあるマンガ文化の振興 (新規)
- (キ) 文化芸術に関する生涯学習の推進
- (ク) 文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進
- (ケ) 文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」の推進

ウ 子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策

文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演、展示の実施、子供による文化芸術活動に対する支援などに取り組みます。

- (ア) 子どものための各種体験教室等の推進
- (イ) 芸術系の市立高等学校等における特色ある文化芸術教育の推進
- (ウ) ジュニア京都検定の推進
- (エ) 子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進
(京都市ジュニアオーケストラ, 京都市少年合唱団の運営, 小学生のための音楽鑑賞教室など)
- (オ) 青少年の文化芸術活動の促進

(2) 伝統の継承と新たな創造活動の支援

伝統的な文化芸術を保存・継承し、新たな文化芸術の創造活動の支援と、芸術活動を担う人材の育成を行います。

ア 伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策

伝統的な文化芸術や、それを支える技術を保存・継承し、また市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大することに取り組みます。

(ア) 市民や観光客に、京都の伝統的な文化芸術に身近に触れていただく機会の提供

(市民狂言会、市民寄席、京都薪能など)

(イ) 文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進

(ウ) 子どもたちへの伝統的な文化芸術継承の取組の促進

(エ) 伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進

(市立芸術大学日本伝統音楽研究センターの機能)

(オ) 伝統的な花街の文化の継承

イ 新たな文化芸術の創造に資するための施策

新たな文化芸術の創造に役立てるため、芸術家の育成、支援、顕彰などに取り組みます。

(ア) 芸術家とメセナ企業との出会いの促進「アートシンデレラストーリー創出事業」(仮称)等の実施 (新規)

(活動支援を求める芸術家が、企業にアピールする環境を整えること等により、両者の結びつきを支援)

(イ) より効果的な顕彰制度の在り方の検討

(ウ) 助成金等の情報のより効果的な発信

(エ) 芸術活動へのきめ細かな支援

ウ 文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策

文化芸術に関する活動と地域のまちづくりの活動との連携を図り、活性化するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供などに取り組みます。

(ア) 文化芸術による地域のまちづくりの取組の普及・促進 (新規)

(取組事例集の発行等)

(イ) 京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進

(ウ) 各区の個性を生かした各種文化関係事業の推進

(エ) 芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり

(3) 文化芸術の交流の促進

文化芸術に関する交流を積極的に促進します。

ア 国内外の地域との交流を促進するための施策

文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術活動を行う人の受け入れや派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施などに取り組みます。

(ア)アーティスト・イン・レジデンス事業や招聘アーティストの作品展等の推進

(イ)留学生による文化芸術交流の推進

(ウ)国際交流に係る関係機関等との連携の推進

(エ)国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進

(オ)姉妹都市との文化交流事業の推進

イ 国内外の人々の関心と理解を深めるための施策

京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるため、広く世界に向けて文化芸術に関する情報の提供に取り組みます。

(ア)京都芸術文化情報リンク集の充実

(イ)後援事業等の支援（新規）

(ウ)障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫

(エ)国際交流に係る関係機関等と連携した情報発信の推進

(オ)「京都館」や海外情報拠点と連携した情報発信の推進

(カ)関西の関係団体等と連携した広域的な情報発信の推進

(キ)マスメディアと連携した情報発信の推進

(4) 文化芸術環境の向上

文化財の保護・活用、景観の保全・再生など、文化芸術振興のための環境整備に努めます。

ア 文化財を保護し、及び活用するための施策

文化芸術都市の創生に役立てるため、文化財の保護や活用に取り組みます。

(ア)文化財の保存と活用の推進

(イ)地域文化財サポーター、地域文化財マネージャーの育成（新規）

(ウ)地域文化遺産の保存と活用の促進

(エ)子どもたちの文化遺産を大切に作る意識を育む取組の推進

(オ)元離宮二条城、無鄰菴の保存と活用

(カ)近代化遺産の活用

(キ)京都における新たな世界遺産の登録（新規）

イ 景観を保全し、及び再生するための施策

文化芸術都市の創生に役立てるため、景観の保全や再生に取り組みます。

(ア)重要文化的景観の選定への取組の推進（新規）

(イ)美しく、京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用

(ウ)「時を超え光り輝く京都の景観づくり」の取組の推進（新規）

(エ)町家の保存・再生の取組

ウ 施設の充実を図るための施策

文化芸術活動のための施設の充実を図るため、これらの施設の運営に関する専門的な知識を持つ人材の確保や育成、また、多様な表現方法に対応する当該施設の整備、及びこれらの施設相互の連携を推進します。

(ア)文化芸術活動を支え、発表する場(拠点)の整備等

(京都会館、京都市美術館、京都コンサートホール、地域文化会館、京都市動物園など)

(イ)文化芸術関連機関・施設の交流、連携

(京都市立芸術大学、京都市立銅駝美術工芸高等学校、京都市立音楽高等学校、京都市歴史資料館、京都市美術館、京都コンサートホール、京都芸術センター、京都市交響楽団など)

(5) 学術・産業との連携

文化芸術に関する活動と学術研究・産業に関する活動との連携を促進します。

ア 文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策

文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すよう取り組みます。

(ア)文化芸術インターンシップ制度の創設(新規)

(芸術系大学学生が文化芸術の現場を学ぶ機会を作り出す)

(イ)京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進(新規)

(ウ)文化芸術施策推進に際しての芸術系大学等との連携の推進

(エ)京都が誇る大学の集積の活用

(オ)文化芸術や学術の交流を図る各種の取組との連携

(「国際文化フォーラム」、「京都文化会議」など)

イ 文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策

文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すよう取り組みます。

(ア)新京都市観光振興推進計画に基づく取組の推進

(イ)文化情報と観光情報を連携させた効果的な情報発信の推進

(ウ)京都の映画文化や映像文化の振興

(エ)文化芸術と産業との連携の促進(新規)

(6) 市民の活動支援

市民の自主的な活動を支援します。

ア 市民の自主的な活動を支援するための施策

市民の皆さんの自主的な文化芸術活動を支援するため、これらの活動に関する情報の提供、市民の皆さんと共同で行う事業の実施、文化ボランティア活動を行う人々に対する支援を行います。

(ア)文化パートナーの活動の気運を高める取組の推進(新規)

(文化パートナー等のための情報マガジンの発行など)

(イ)市民の文化芸術活動の支援

(ウ)地域文化会館の効果的な運営への市民参加等の推進

(エ)文化芸術を支える基金への、市民や企業等の一層の賛同・協力の促進

第3章 推進方法

本計画は、市民の皆さん（芸術家、NPO、企業等を含む。）と本市が、以下のようなそれぞれの役割を踏まえつつ、互いに連携を図りながら進めます。

○ 市民の皆さんの役割

文化芸術を創造し、楽しむ者として、また、文化芸術によるまちづくりの担い手として、京都の文化芸術の豊かさを深く認識し、子どもたちや将来の京都のまちに引き継ぐために、文化芸術都市創生の取組に主体的に参画・関与する。

○ 本市の役割

文化芸術都市創生の取組の総合的な推進とコーディネートの役割を担い、市民の皆さんの主体的な参画を促し、その活動を支援し、協力・連携を進めるとともに、他の行政機関や大学等の関係機関などと連携を深めながら、取組の実施を図る。

1 市民参加による推進体制

- (1) 京都文化芸術都市創生審議会の運営
- (2) 市民等による委員会の整備等
- (3) 地域における主体的な取組の促進

2 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の連携

(1) 文化芸術都市創生のための効果的な推進体制の整備

例えば、「五つの京都先行プロジェクト」について、市内の横断的な連携体制の整備などを検討します。

(2) 「京都文化創造機構」（仮称）の整備

京都芸術センター、国際日本文化研究センター、京都市立芸術大学など、京都に集積する様々な専門機関がネットワークをつくり、文化芸術の創造・発信を総合的に担う機構として、「京都文化創造機構」（仮称）の整備をめざします。

- (3) 京都府との連携・協調の推進
- (4) 文化庁関西拠点等との連携

3 京都創生策の推進

京都市では、京都を創生しようとする取組を、京都の取組だけにとどまらず、国を挙げて進めることを提唱した「国家戦略としての京都創生」を進めていますが、本計画はその文化面の取組の推進を担うものであることから、本計画の取組とあわせて、引き続き「京都創生」の実現をめざします。

4 計画の取組の評価・点検等

本計画の推進状況については、毎年度とりまとめて「京都文化芸術都市創生審議会」に報告して評価・点検いただくとともに、広く公表し、また、市民フォーラムの開催など様々な機会を設けて、多くの市民の皆さんに知っていただき御意見をお聴きする工夫をしながら、取組の点検を行います。

参考資料

1 京都文化芸術都市創生審議会委員

(敬称略)

氏名	職名等
麻生 圭子	エッセイスト
池坊 由紀	華道家元池坊次期家元
井上八千代	京舞井上流家元
梶田 真章	法然院貫主
柏瀬 武	NHK京都放送局局長
川勝 平太	国際日本文化研究センター教授, NIRA理事
金田 章裕	京都大学大学院文学研究科教授
坂井 輝久	京都新聞社報道局文化報道部編集委員
鈴木千鶴子	京都市教育委員会委員
○ 千 宗室	茶道裏千家家元, 京都芸術センター館長
中西 進	京都市立芸術大学学長
◎ 西島 安則	京都市産業技術研究所長, (財)京都市音楽芸術文化振興財団理事長
芳賀 徹	京都造形芸術大学学長
船戸 潤子	市民公募委員
村井 康彦	京都市美術館長, (財)京都市芸術文化協会理事長
山本 容子	銅版画家
吉積 巳貴	市民公募委員
リム ボン	立命館大学産業社会学部教授
渡部 隆夫	(社)京都経済同友会代表幹事
星川 茂一	京都市副市長

◎…会長 ○…副会長

(平成19年3月現在)

2 計画策定までの経過

(1) 市政総合アンケートの実施

実施期間：平成18年6月26日～7月10日

市民の皆さん3,000人を対象に「京都の文化芸術」についての意識や考え方を調査した。

(2) 京都文化芸術都市創生審議会の開催

日付	会議・取組	内容
平成18年7月24日	第1回審議会	「文化芸術都市の創生」について多様な観点から意見交換
平成18年8月～9月	各委員に個別ヒアリング	「文化芸術都市創生計画」に盛り込むべき内容について意見聴取
平成18年10月18日	第2回審議会	「文化芸術都市創生計画(素案)」のとりまとめに向けて具体的に検討

(3) 計画(素案)に対する市民意見募集

実施期間：平成19年1月10日～2月12日

意見数：総数 252件(意見をいただいた方 191人)